

身体拘束等の適正化のための指針(一部抜粋)

社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 法人としての理念

①身体拘束等の原則禁止

身体拘束等は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。牛久市社会福祉協議会は、利用者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、安全・安心に過ごしていただけるような基本的な仕組みをつくり、職員一人ひとりが身体的・精神的に影響を招く恐れのある、身体拘束等を安易に正当化することなく、緊急やむを得ない場合を除き原則として禁止します。

②身体拘束等に該当する具体的な行為

《参考》介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為（令和元年9月現在）

- i 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ii 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- iii 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- iv 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- v 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- vi 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- vii 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- viii 脱衣やおむつ外しを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ix 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- x 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- xi 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

- i 三要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束等を実施する場合がありますが、その場合も利用者の状態や支援の見直し等により、身体拘束等の解除に向けて取り組みます。
- ii 身体拘束等を行わずに支援（ケア）を行うため、身体拘束等をやむを得ず行う場合についても、支援（ケア）する側の関わり方や環境等に原因がないか、常に検証していきます。
- iii 身体拘束等の適正化をきっかけに「より良い支援（ケア）」の実現を目指します。
 - ・「言葉による拘束等」（スピーチロック）にも配慮する。
 - ※スピーチロックとは言葉によって利用者の行動を抑制・制限する、支援者の対応を指す。
 - ・スピーチロックは身体拘束等をしているわけではないが、身体拘束等と同等に利用者の自由を奪う拘束等の行為になる。

- ・スピーチロックを受けた利用者は、支援者の声掛けによって精神的な自由を奪われ、自由な行動を妨げられる。

※具体的な事例 「ちょっと待ってて!」「動いたらダメ!」「早くして!」
「座ってて!」「立ち上がらないで」「どうしてそんなことをするの」
「早く食事して」「何度言ったら分かるの!」

(2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して、身体拘束等の必要性を除くように努めます。

①利用者の理解と基本的な支援（ケア）の向上により、身体拘束等のリスクを除きます。

利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して事業所の資質向上に努めます。

管理者・サービス管理責任者等が率先して研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。

③職員一人ひとりが身体拘束等の適正化について正しく理解するように努めます。

直接支援に当たる職員が研修に参加するなど、身体拘束等の適正化について正しく理解し、知識・技能の水準が向上するように努めます。

認知症及び認知症による行動・心理状態について、また、行動障害のある利用者についての支援方法の習熟に努めます。

④身体拘束等の適正化のため利用者・ご家族と話し合いを行います。

利用者のご家族にとって安全・安心に過ごしていただける環境を一緒に考えていきます。

2 身体拘束等の適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等の適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等適正化委員会（委員会）を設置し、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。

委員会は定期的(年 1 回以上)に開催します。緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束等の実施状況の確認や三要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

虐待防止委員会の構成員に準ずる。

(3) 委員の役割

- ①委員長
 - i 身体拘束等適正化委員会の責任者。
 - ii 身体拘束等適正化における措置を適切に実施する。
 - iii 身体拘束等適正化に関する職員教育。
- ②委員
 - i 利用者の尊厳を理解する。
 - ii 利用者等の心身の状態等を把握し基本的支援（ケア）に努める。

- iii 家族等の意向に添った支援（ケア）の確立。
- iv 職員間で統一した支援（ケア）の確立。
- v 記録の整備。

（４）委員会の検討項目

- ①前回の振り返り。
- ②三要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認。
- ③（身体拘束等を行っている利用者がある場合）
三要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束等の解除に向けて検討します。
- ④（身体拘束等を開始する検討が必要な利用者がある場合）
三要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤（今後やむを得ず身体拘束等が必要であると判断した場合）
家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し。
- ⑦今後の予定（研修・次回委員会の開催日等）
- ⑧議論のまとめ

（５）身体拘束等の適正化のための研修

- ①新人採用時に、身体拘束等の適正化の研修を実施する。
- ②年１回内部研修として、身体拘束等に関する研修を実施する。
- ③身体拘束等の適正化に関する外部研修等に積極的に参加する。

（６）記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式（様式①「身体拘束等適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について、生活支援員及び介護職員、その他の職員に周知徹底します。

3 緊急・やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合の対応

（１）利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束等を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、以下の３つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護・支援方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束等を行う場合には、以上の三つの要件をすべて満たすことが必要です。

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束等適正化委員会が必要と判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者・ご家族等へ説明し書面で確認を行います。

- ①拘束等が必要となる理由（個別の状況）
- ②拘束等の方法（場所、行為（部位・内容））
- ③拘束等の時間帯及び時間
- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束等開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

※参考様式②「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」

4 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束等解除に向けた確認（三要件の具体的な再検討）を行います。

※参考様式③「緊急やむを得ない身体拘束等に関する利用者の日々の態様記録」

5 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や法人ホームページへ掲載します。

6 その他の身体拘束等の適正化の推進のために考察すること

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等をなくしていくよう取り組む必要がある。

- (1) マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (3) 利用者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- (4) 認知症・行動障害があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (5) サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

付 則

この指針は、令和5年1月1日から施行する。